

「市民参加こんなんえーやん宣言！」

～京都市市民参加推進フォーラムからの提案～」の主な活用状況

本市は「市民参加こんなんえーやん宣言！～京都市市民参加推進フォーラムからの提案～」に示された7つの提案の主旨を十分に踏まえて、7ページに示した市民参加を進めるうえでの3つの留意点「市民のち・か・ら」や、推進施策及び実施事業を構成し、この度の計画の改訂を行いました。

ここでは、市民参加推進フォーラムからの提案が、具体的にどのような推進施策や実施事業に活用されているのかを詳しく掲載しています。



提案その1 形だけではない実効性のある制度に！

審議会と市民公募委員の関係に見られる課題を検証する中で、「市民参加推進計画」に掲げる市政参加の制度は、着実に広がっているものの、形式的に導入したことによる「制度の空洞化」ともいえる状況を生み出している側面があることが分かりました。「なぜ市民に参加を求めるのか」を今一度見つめ直し、制度の目的や趣旨に沿った的確な運用が図られるよう、市民に対して市政参加を進めるための情報提供やサポートを丁寧に行い、実施結果等についてもきっちりと報告するなど、より市民が参加しやすい実効性のある制度として、改善を図ることが必要だと考えます。

ここに活用！

3つの留意点 「市政参加に関する制度の“ちやくじつ”（着実）な運用」

- 市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進【施策番号2】
 - * ホームページを活用したパブリック・コメントに係る統括情報の発信
 - * 庁内向けデータバンクの構築
- 審議会等の公開の推進と運営の改善【施策番号3】
 - * 「審議会等運営ガイドライン（仮称）」の作成
 - * ホームページを活用した審議会等に係る統括情報の発信
- 審議会等委員の公募の推進【施策番号4】
 - * 市民公募委員制度の拡充
- 市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり【施策番号28】

提案その2 更なる市民参加意識の普及と呼び掛けを！

市民参加を市民の間により浸透させていくためには、更なる市民参加意識の普及と呼びかけが望まれますが、「～べき論」で伝えても、あまり効果的ではありません。市民参加が市民にとって身近なものであり、今後の社会を支える大きな原動力となる「お得なもの」であるということを、市民にわかりやすい事例や語り口を交えて、具体的に伝えていく必要があります。

ここに活用！

3つの留意点 「市民活動への支援と協働による“かつりよく”（活力）ある取組を推進」

- 活動につながる情報や知識を得る機会の提供【施策番号13】
 - * 「京都市政出前トーク」の充実
- 活動に関する知識や経験を深める機会や場の提供【施策番号17】
 - * 市民参加に関する啓発冊子の発行

提案その3 コミュニケーションを創り出し、深めることのできる場や機会の創出を！

市民同士や活動組織が連携を進めるうえでは、気軽にコミュニケーションを図ることのできる場や機会が必要であるとともに、育まれたネットワークを大切に広げていくことが重要であり、行政にはその機会や場を創出する役割が期待されています。市民と市民、職員と市民とが語り合い、課題や成果を共有できる機会や場を積極的に持つべきだと考えます。

ここに活用！

3つの留意点 「市民活動への支援と協働による“かつりょく”（活力）ある取組を推進」

- 市民と課題や思いを共有し、事業実施に生かすための取組の推進【施策番号 7】
- 活動に関する知識や経験を深める機会や場の提供【施策番号 17】
 - * 市民参加に関する啓発冊子の発行
- 地域における幅広い分野の活動主体のネットワークづくりの推進【施策番号 20】
- 市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進【施策番号 21】
 - * NPO・市民活動団体と行政との協働推進のための情報提供
- 行政区単位での取組の強化【施策番号 22】
 - * 地域のまちづくり拠点となる区役所機能の強化
- 市職員が積極的に出向き、情報提供を行う取組の充実【施策番号 30】
 - * 「京都市政出前トーク」の充実
- 市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供【施策番号 31】
 - * 「京都市市民参加論（仮称）」の開講
 - * 市民公募委員を中心とする交流会の開催
 - * 「公民交流セミナー」の開催

提案その4 市民の目線、動線に沿った情報提供・共有を！

市民参加を進めるうえでは、行政からの情報提供は不可欠なものです。市民にとっては未だに受け取りにくく、馴染みのないものと受け取られているのが現状です。「情報を取りに来る人を迎える」という受身の情報提供ではなく、市民が日常から立ち寄りやすい施設やイベントで情報を提供するなど、積極的な広報活動や情報提供を行うことが必要です。また、情報提供を行うと同時に、市民との交流を通して市民から情報を収集することも必要です。

ここに活用！

3つの留意点 「庁内の推進体制の整備による“らしんばん”（羅針盤）としての情報提供の充実」

- 市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実【施策番号 27】
- 効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理【施策番号 29】
- 市職員が積極的に出向き、情報提供を行う取組の充実【施策番号 30】
 - * 「京都市政出前トーク」の充実
- 市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供【施策番号 31】
 - * 「京都市市民参加論（仮称）」の開講
 - * 市民公募委員を中心とする交流会の開催
 - * 「公民交流セミナー」の開催



提案その5 市民の声を的確に把握するための制度の構築を！

行政はアンケートやモニター調査で様々な市民の意見や情報を集めています。しかし、その情報をきっちりと整理し、「どのような情報を発信すべきか」という視点を持つことが必要です。そのために市民の求めていることをきめ細かく把握するための制度を構築することが求められます。また、収集した情報を庁内で共有し、的確に施策や事業に活かしていくことが必要です。

ここに活用！

3つの留意点 「市政参加に関する制度の“ちゃくじつ”（着実）な運用」

- 市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実【施策番号 1】
- 市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進【施策番号 2】
 - * ホームページを活用したパブリック・コメントに係る総括情報の発信
 - * 庁内向けデータバンクの構築
- 市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり【施策番号 28】

提案その6 行政が市民活動のサポーターに！

行政には、市政やまちづくりの情報を提供するだけでなく、積極的に市民と接し、地域の情報を熟知しておくことが期待されています。また、市民同士の交流を促進するためにも、行政が果たす役割はとても大きいものがあります。いわば、行政は市民活動の「サポーター」として、その活躍が期待されているのです。そのためには、今まで培われたノウハウや人材を有効活用し、「地域をよくしたい」という積極的な思いや地域の困りごとなどに、丁寧に支援できる体制づくりが大切です。

ここに活用！

3つの留意点 「市民活動への支援と協働による“かつりょく”（活力）ある取組を推進」

- 地域における幅広い分野の活動主体のネットワークづくりの推進【施策番号 20】
- 市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進【施策番号 21】
 - * NPO・市民活動団体と行政との協働推進のための情報提供
- 行政区単位での取組の強化【施策番号 22】
 - * 地域のまちづくり拠点となる区役所機能の強化
 - * まちづくりアドバイザーの配置

提案その7 職員・組織の実効性のある連携を！

行政には長年培ったノウハウや人材が豊富にあり、個別具体には有効な組織や施設が数多くあるものの、それらが効果的に連携しておらず、未だに縦切り型の「縦割り」との批判があります。行政のスキルを最大限に発揮するためにも、市民参加に対する更なる職員の意識改革を進めるとともに、庁内の情報やスキルを共有することにより、有機的に連携していくことが望まれます。

ここに活用！

3つの留意点 「庁内の推進体制の整備による“らしんばん”（羅針盤）としての情報提供の充実」

- 市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進【施策番号 21】
 - * NPO・市民活動団体と行政との協働推進のための情報提供
- 行政区単位での取組の強化【施策番号 22】
 - * 地域のまちづくり拠点となる区役所機能の強化
 - * まちづくりアドバイザーの配置
- 効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理【施策番号 29】
 - * 庁内向けデータバンクの構築
- 市民参加を進めるための庁内の仕組みづくり【施策番号 32】
 - * 市民参加を促進する職員研修の充実
 - * 「市民参加事例庁内発表会（仮称）」の開催
- 分野別センターの機能強化【施策番号 33】

市民参加推進計画（中間見直し素案）」に対する パブリック・コメントと本市の見解・御意見の反映状況

【意見募集期間】

平成18年8月29日(火)
～9月27日(水)

【意見項目】

項 目	意見数
市民の市政への参加について	6件
情報提供・広報に関する意見	6件
市民主体のまちづくり活動における市の役割について	5件
市民参加に対する市民の実感について	3件
市民活動に対する支援について	3件
庁内の推進体制・職員の意識について	3件
市民同士及び市民と市職員の交流について	2件
市民参加推進フォーラムからの提案について	2件
その他	2件
合 計	32件

【実施結果】

意見提出者数：16人

意見数：32件

項 目	番号	市民の皆様からの御意見	本市の考え方及び御意見の反映状況
市民の市政への参加について (6件)	1	官民一体となって参加できる活動を企画するか、市民から提案できるようにして欲しい。	官民一体の取組の一例として、施策番号8「事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保」において、イベント等において企画段階からの民間企業や団体等の参加機会を促進する取組を進めるとともに、施策番号31「市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供」の一環として、経済・文化観光関係団体と市職員の交流を図る「公民交流セミナー」を開催するなど、具体的な取組を展開して参ります。 また、市民の皆様からの御提案につきましては、施策番号2「市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進」において、市民提案制度等の市民ニーズを把握するための各種制度の調査研究を進めて参ります。
	2	行政として、予算がなければ取り組まないというのではなく、計画を具体化し、地域住民、企業・団体に寄付金を募り、地域マネーを発行するなど計画、施策実行のための資金を集める努力、活動を行う過程でむしろ市民主体のまちづくり意識も育成されるのではないかと。	計画を具体化するうえでの予算確保に努めるとともに、事業実施等における市民負担のあり方についても、施策番号9「市民や団体等の財政面からの参加の推進」において、検討して参ります。
	3	「参加しやすい審議会等」とのことだが、傍聴者には、せっかく傍聴に来ているのだから時間が許せば、発言の機会を認めてもよいのではないかと。	より開かれた審議会等運営を進めていくためにも、傍聴者に対する細やかな配慮は、欠かせないものであると認識しております。 本計画では、施策番号3「審議会等の公開の推進と運営の改善」において、審議会等に関する事務や留意点等をまとめた職員向けのマニュアル「審議会等運営ガイドライン（仮称）」を作成し、周知徹底するなど、個々の審議会等の特性も考慮しながら、より開かれた審議会等の運営を全庁的に推進して参ります。
	4	審議会で何が行われているのかわかりにくい。敷居が高いように感じる。	本市は審議会等を積極的に公開し、市民委員の公募等を実施して参りましたが、より開かれた審議会等の運営を進めるうえで、審議会情報等をわかりやすく公開し、情報提供に努めていく必要があると認識しております。 具体的には、施策番号3「審議会等の公開の推進と運営の改善」において、ホームページ上に審議会等の開催案内、会議録等を一括で情報発信する取組等を実施し、より参加しやすい審議会等の運営を進めて参ります。
	5	市政の策定及びその実施への段階に関しての行政的内容が明白でない。市民の日常的な市政へのニーズを「いつ」「どこで」「どのように」取り込んでいくのかわからない。	市政運営のあらゆる過程において市民ニーズを反映していくことは、これまでの計画に引き続き、本計画においても重要な取組として位置付けております。 御指摘の点につきましては、本計画を着実に推進することで、市民ニーズを把握する機会をより拡大し、その活用状況についても、施策番号28「市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり」を進めることで、速やかに市政運営に関する情報を提供できる体制を築いて参ります。
	6	「行政評価」については、「京都市政策評価制度」「事務事業評価制度」のいずれにも検討すべき問題があるように思う。	「政策評価制度」につきましては、評価を行う際の基準の更なる適正化や「客観指標」の充実など、未だ改善すべき点があると認識しています。今後も制度の校正な運用と向上を図るため設置している第三者機関である政策評価制度評議会や市民の皆様からの御意見を踏まえ、より信頼度の高い仕組みとなるよう、制度の充実・改善に努めて参ります。 また、「事務事業評価制度」につきましても、より適切な評価指標及び目標値の設定など、改善すべき点があると認識しています。今後も評価の客観性や透明性を確保するために設置している事務事業評価制度委員会や市民の皆様からの御意見を踏まえ、制度の充実・改善に努めて参ります。

項目	番号	市民の皆様からの御意見	本市の考え方及び御意見の反映状況
情報提供・広報に関する意見 (6件)	7	印刷物等の紙媒体やインターネットなどの複数の情報発信を活用するなど、市民が知りたい情報を素早く簡単に入手できるようにするための情報提供の手法の充実を進めますことは、非常によいことだと思う。	状況に応じた複数の媒体を活用し、より一層の情報提供の充実に努めて参ります。
	8	広報活動は、市民が親しみやすいものにして欲しい。「市民しんぶん」は市政に関心がある人しか読まないと思う。各世代・話題に合わせたフリーペーパーやミニコミ誌及びホームページが有効だと思う。	本計画におきましても、「情報提供・公開における手法の充実」を図ることを重視しております。広報活動につきましても、あらゆる立場の方々に配慮しながら取組を進めているところですが、今後更に対象世代や話題、費用対効果等を考慮し、様々な媒体を活用した広報活動を展開して参ります。
	9	「情報の提供・公開」は、市民の市政参加に当たって特に基本的で重要な問題だ。インターネットがよく取り上げられているが、まだまだ印刷物等の紙媒体が大きな役割を持っている。それとともに情報提供には、市政のプラス面もマイナス面も等しく市民になされるべきだ。	市政情報はデジタル・デバインド（ITの発展に伴い発生する社会的、経済的格差）やユニバーサルデザイン（全ての人にとってできる限り利用しやすいデザインのこと）を十分考慮しながら行っていく必要があり、そのためには、費用対効果等も勘案しながら、積極的な情報提供に努めていく必要があると認識しております。 本計画では、インターネットだけではなく、従来どおり、施策番号23「市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実」にも努めるとともに、積極的に情報提供を行うことで、より透明性の高い市政運営に努めて参ります。
	10	「市民ニーズの把握にインターネットの活用」がしきりに挙げられるが、むしろ現在の「市民しんぶん」の充実こそが求められているのではないのか。	市民ニーズの把握においては、インターネットだけに特化するのではなく、従来から実施しているアンケート調査等も活用して参ります。なお、21ページ「3 情報の提供・公開と共有」の記述のとおり、「市民しんぶん」を含めた印刷物等を通じた情報提供の充実も必要であると認識しております。今後も費用対効果等を考慮しながら、様々な媒体や手法を併用し、あらゆる立場の市民に配慮した取組を推進して参ります。 また、施策番号30「市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組の充実」、施策番号31「市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供」を推進する中で、職員が市民の皆様との身近な場所に赴いて市政について御説明する「京都市政出前トーク」の充実や、市民参加を体系的に学習する機会として「京都市市民参加論（仮称）」を開講するなど、実際の語り合いを通じた、情報提供やネットワークづくりに努めて参ります。
	11	「市民しんぶん」の企画段階から市民に参加してもらい、参加型の紙面づくりを行ってはどうか。	「市民しんぶん」全市版では、施設の開設や新規事業の紹介を市民レポーターに取材していただいています。区版では、区民レポーターによる取材記事の掲載や区民モニター制度を実施するなど、従来から市民参加型の紙面づくりの取組を進めているところです。 今後とも、市民の皆様からの御意見を賜りながら、よりわかりやすく、親しんでいただける広報紙となるよう、創意工夫を図って参ります。
	12	市からの情報が伝わってこない。そもそも市民参加推進計画を策定していることも知られていない。このような状態では取組は進まない。行政はもっと積極的に前へ出るべきではないか。	御指摘の点に関しましては、本計画冊子の5ページに掲載しております「市民生活実感調査」の実施結果や京都市市民参加推進フォーラムからの提案「市民参加こなんえーやん宣言！」においても御指摘いただいております。大きな課題であると認識しております。 本計画では、施策番号27「市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実」、施策番号30「市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組の充実」を推進することで、積極的な情報提供に努めて参ります。

項 目	番号	市民の皆様からの御意見	本市の考え及び御意見の反映状況
市民主体のまちづくり活動における市の役割について（5件）	13	地域住民の中から、プロデューサー（プロジェクトのリーダー、サブリーダー）を選定して、行政の担当部署・担当者と具体的なメニュー、行動プログラムを作成し、それをフォーラムなどの全体会議に諮り実行に移すということが必要と考える。NPOとは別の緩やかな運営組織が必要だ。ただし、プロデューサーには行政としての認知制度化、多少の報酬規定なども考慮する必要は生じる。	地域における様々な活動を活性化させるうえで、行政も含めた活動主体同士のネットワークづくりが必要だと認識しております。 施策番号20「地域における幅広い分野の活動主体のネットワークづくりの推進」、施策番号21「市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進」において、地域間、組織間の連携強化に努めるとともに、施策番号22「行政区単位での取組の強化」を進めることで、地域のまちづくり拠点としての各区役所・支所機能の強化に努め、地域性に応じた取組を進めて参ります。 また、地域内における新たな組織づくりについても、17ページ「2 市民力・地域力を高める取組への支援」を充実させることで、地域性に応じたきめ細やかな支援を行って参ります。 なお、本市は、市民の皆様と市政とをつなぐ制度として「市政協力委員制度」を設けており、委員に就任していただいた地域住民の方々からの御連絡や、行政区ごとに開催する「区長と市政協力委員連絡協議会学区会長との懇談会」を通じて、地域課題や御要望の把握、市政への反映に努めております。
	14	地域の活動に黙々と努力している色々な既存組織の活用の仕方をプロデュースして欲しい。	本市では市民活動総合センターや景観・まちづくりセンター等において、市民の自主的な市民活動に対する様々な支援を行っておりますが、今後も取組の充実に努めて参ります。 また、施策番号17「活動に関する知識や経験を深める機会や場の提供」において、「市民活動啓発冊子」を作成し、地域活動の事例等を紹介することで、地域活動の活性化に向けた取組を進めて参ります。
	15	地域住民の能力ある人材（団塊世代など組織運営経験者）を活用してはどうか。	団塊の世代などの地域における人材活用は重要だと認識しております。 本計画におきましても、施策番号18「活動を進めるために必要な人材の育成」の中で「はつらつ高齢者まちづくり支援事業」などを実施し、地域における人材の育成、活動の場の提供等を行って参ります。 なお、御意見を踏まえまして、施策番号18「活動を進めるために必要な人材の育成」に「地域の人材を活用し、活動を充実したものとするため」と明記しました。
	16	「地域におけるまちづくり活動とその支援」は、その活動主体となっている団体の内実をしっかりと把握し、名前どおりの実質的な活動を行っているか、財政支援をした場合にはその支出をきちんと報告させ、助言や指導を必要することもあるだろう。	支援を行った活動主体に対する助言・指導等は、従来から必要に応じて実施しておりますが、今後も市民主体のまちづくり活動の更なる活性化に向けて、徹底して参ります。
	17	行政との連携がきっちり取れている地域とそうでない地域がある。「京都市政出前トーク」などを活用して、他の地域にも広めていく必要がある。	本市の取組について御理解と御協力をいただくうえで、「京都市政出前トーク」の更なる充実の効果的な取組であると認識しております。 本計画におきましても、施策番号13「活動につながる情報や知識を得る機会の提供」を進める事業として位置づけ、更なる充実を図って参ります。
市民参加に対する市民の実感について（3件）	18	パブリック・コメント、円卓会議などに寄せられる市民の意思が活用されていると実感をもたらす市政の協力（変化）が必要だ。	市民の皆様からお寄せいただいた御意見の取扱いを明確することは、市民参加を進めるうえで必要不可欠なことと認識しております。 本計画では、施策番号2「市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進」において、ホームページ上でパブリック・コメントの実施状況やその結果を分かりやすく情報発信するなど、市民意見の活用・反映方法についても、丁寧に情報提供できるよう、改善して参ります。
	19	市民に市民参加を身近なものとして実感してもらえる状態には至っていないことは、市民参加推進条例の趣旨からみて最重要な問題提起であるとの認識が大切だ。	市民の皆様に市民参加をより身近なものとして実感していただくことは、今後の市民参加を推進するうえで大変重要な課題だと認識しております。 その点を考慮し、本計画では、今まで整えた制度や手法等を丁寧かつ的確に運用しながら、更に充実させていくことによって、より市民参加を身近なものとして実感していただける環境づくりに努めて参ります。
	20	市民参加の取組に対する市民の実感をもっと深刻に受け止めるべきだ。	なお、御意見を踏まえまして、5ページ「（4）市民参加の取組に対する市民の実感」の本文に「実感してもらえる状況には至っておらず、本市はその状況を重要な課題であると考えています。」と明記しました。

項目	番号	市民の皆様からの御意見	本市の考え方及び御意見の反映状況
市民活動に対する支援について (3件)	21	ボランティア、外郭団体の形成途上にあるところなど、収入、手当等制度待遇等の支援が必要だ。収入なく、サービスあるところの助成を図ってもらいたい。	ボランティア等への助成に関しましては、施策番号19「活動を広げるために必要な助成・融資に関する支援」において、市民主体の自主的な活動をより充実した継続性のあるものとするため、各種団体や企業等の助成金情報など、財政面からの支援に関する情報提供を更に充実させて参ります。
	22	自治会などの地域での会議の進め方がうまくいっていない。会議運営のコツを教えるような講習会を実施してはどうか。	本市では、市民活動総合センターや景観・まちづくりセンターにおいて、自治会等も含めた市民の自主的な活動に関する各種相談、講座の開催等を行っています。 今後、会議運営に関する講座等につきましても、充実して参ります。
	23	市民活動を行っている人を対象に、広報の方法を学習できる機会を作ってはどうか。	本市では市民活動総合センターや景観・まちづくりセンターにおいて、市民の自主的な活動に関する各種相談や講座等を開催しております。 広報に関する講座につきましては、市民活動総合センターにおいて「NPOマネジメント講座」の一環として実施しておりますが、今後とも充実を図って参ります。
庁内の推進体制・職員の意識について (3件)	24	市民主体のまちづくりを進めるうえでは、各所属で蓄積している市民参加に関する事例やノウハウの共有を図るなど、各局等との連携強化に向けた庁内体制の構築を進めることが大切だと思います。	施策番号32「市民参加を進めるための庁内の仕組みづくり」を推進し、庁内の連携強化に努めて参ります。
	25	市長はじめ幹部職員はもちろんすべての市職員は「日本国憲法第15条第2項」を十分自覚し、「公僕（＝パブリックサーバント）の精神」を持って職責を果たすよう努められたい。	公務員としての責任と自覚を十分認識し、職務の適切な遂行に努めて参ります。 なお、御意見を踏まえまして「第5章 計画を着実に進めるために」の本文中の「計画に掲げる取組を」の前に、「公務員としての責任と自覚を持って」を加えました。
	26	（市民参加推進）条例の本旨と目標としていることに市職員の活動が一体化している姿勢が問われている。（市民の）「声」「要望」を施策のルールに帰一させる具体的な内容を期待する。	市民参加推進条例第3条「本市等の責務」において、市民の声や要望を市政に適切に反映されるよう定められており、その具体的な手法として、パブリック・コメント手続を制度化し、実施して参りました。 今後とも施策番号1「市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実」において、新たな参加機会の確保を検討するとともに、施策番号32「市民参加を進めるための庁内の仕組みづくり」において、庁内体制を整え、研修等を通じて職員の市民参加に対する更なる意識の向上を図って参ります。
市民同士及び市民と市職員の交流について (2件)	27	市政参加を進めるためには、課題やテーマに沿った学習機会や意見交換の場を設けるなど、市民同士や市民と市職員が語り合い相互に理解を深める機会を与えることだと思う。	施策番号30「市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組の充実」、施策番号31「市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供」を推進し、御提案の趣旨も踏まえて、市民と職員の交流を進めて参ります。
	28	基本的理念や施策は良いと思いますが、計画を進める中で、行政と市民、市民と住民間のコミュニティの育成、実効に問題があると思う。IT関連、情報誌などの手段で広報、ネットワークづくりに比重がかかっているが、市民の多くの意見や考えを取り入れたまちづくりというような命題こそ、口コミとは言わないが、もっとアナログのメディア利用を考えてもよいと思う。	本計画におきましても、市民と職員の直接的な対話の場づくりを重視しております。 具体的には、施策番号30「市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組の充実」、施策番号31「市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供」を推進する中で、職員が市民の皆様との身近な場所に赴いて市政について御説明する「京都市政出前トーク」の充実や、市民参加を体系的に学習する機会として「京都市市民参加論（仮称）」を開講するなど、実際の語り合いを通じた、情報提供やネットワークづくりに努めて参ります。 また、市民参加推進フォーラムとの協働により、「市民参加円卓会議」など、市民同士が意見交換を行い、交流できる場づくりに努めて参ります。 なお、御意見を踏まえまして、24ページ「3 情報を共有する取組の充実」の文章を「促進し、ネットワークを形成していくことが重要です」に変更しました。

項 目	番号	市民の皆様からの御意見	本市の考え方及び御意見の反映状況
市民参加推進フォーラムからの提案について (2件)	29	「市民参加推進フォーラムからの提案」を十分尊重されたい。	「市民参加ごんなんえーやん宣言！～京都市市民参加推進フォーラムからの提案～」については、本計画の基本的な考え方である3つの留意点「市民のち・か・ら」として活用するとともに、個々の施策や事業として具体化して参ります。 なお、御意見を踏まえまして「市民参加ごんなんえーやん宣言！」の活用状況については、本計画冊子の27ページに詳しくまとめさせていただきました。”
	30	市民参加推進フォーラムでの決定事項（意志）が実権性のあるところとしなくては市民主権の政治ではないと思う。	市民参加推進フォーラムからの御提案につきましては、個々の施策や事業として具体化するとともに本計画冊子の27ページのとおりに、本計画を進めるうえでの留意点や具体的な施策・事業として活用しております。 今後とも市民参加推進フォーラムと連携しながら、本計画の具体化に努めて参ります。
その他（2件）	31	推進施策が多く、市民がどんな活動をすればよいか理解に苦しむ。もう少し的を絞るか、具体的にまとめて欲しい。	本計画の改訂に当たっては、これまでの計画において掲げていた55項目の具体的取組の再編・充実を図り、35項目の推進施策に整理しました。これらの推進施策は、今後、市民参加を総合的・体系的に進めるうえで、必要不可欠なものだと認識しております。 本市は、本計画を着実に推進し、市政運営のあらゆる段階における市民の参加機会の拡充、市民主体のまちづくり活動に対する支援の充実、市民参加の前提となる情報提供などを積極的に進めることで、更なる市民参加の推進に努めて参りますので、市民の皆さんにおかれましても、より積極的に市政やまちづくり活動へ御参加いただきますようお願いいたします。 なお、御意見を踏まえまして、本計画冊子を作成するに当たっては、実施事業を一覧で掲載するとともに、特に注目していたきたい事業を「ピックアップ」として詳しく掲載するなど、市民の皆様にとって分かりやすいものとなるよう工夫を図りました。また、わかりにくい用語には説明を加えました。
	32	「市民力」とは、どのようなことを指しているのか。	「市民力」とは「市民の自主的・自立的な行動力」を指しています。 なお、御意見を踏まえまして、17ページ「2 市民力・地域力を高める取組への支援」の文章に「市民力（市民の自主的・自立的な行動力）」を加えました。

「市民参加推進計画（改訂版）」概要

●第1章 はじめに

- 1 改訂の趣旨
- 2 計画の位置付け及び計画期間
 [計画期間] 22年度まで
 [計画の位置付け] 基本構想、基本計画に基づく市民参加に関する分野別計画

●第2章 これまでの取組

- 1 本市のこれまでの市民参加の取組と社会状況
 (1) 市民参加推進計画の取組状況
 (2) 更なる市民の自主的なまちづくり活動の広がり
 (3) 情報通信技術の更なる発達・進展
 (4) 市民参加の取組に対する市民の実感
- 2 京都市市民参加推進フォーラムからの提案

●第3章 計画の考え方

これまでの計画に掲げている「市民参加推進の意義・必要性和基本的方向性」に基づき推進する。

■市民参加推進の意義・必要性

- (1) 市民ニーズを踏まえたより効率的、効果的な市政運営の確立とまちづくりの推進
- (2) 市民の英知と行動力の市政やまちづくりへの反映
- (3) 市民力の伸長と地域社会の活力の充実

■基本的方向性

- (1) 京都の伝統や資源を活かした市民参加の取組の推進
- (2) 市政運営の各過程やまちづくりにおいて、様々な主体が参加できる重疊的な仕組の用意
- (3) 市民力の向上とその支援

「京都市市民参加推進条例」の理念に則り、前章までで述べた状況等を踏まえ、今後の5年間は、「市民のち・か・ら」をキーワードに、次の点を留意して取組を進めていく。

- (1) 市政参加に関する制度の“**ち**ゃくじつ”（着実）な運用
- (2) 市民活動への支援と協働による“**か**つりよく”（活力）ある取組の推進
- (3) 庁内の推進体制の整備による“**ら**しんばん”羅針盤としての情報提供の充実

なお、計画の改訂に当たっては、これまでの計画に掲げていた55項目の取組をより体系的でわかりやすいものとするため、その趣旨・目的を引き継ぎながら35の推進施策と154の実施事業に再編・充実しました。

第4章 推進施策及び実施事業

1 市政運営の各過程における参加の制度や仕組みの拡充に向けた取組

推 進 施 策		
(1) 市民ニーズを把握し、政策・施策に結びつける仕組みの拡充	①市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実	[1]
	②市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進	[2]
(2) より参加しやすい審議会等の運営の促進	①審議会等の公開の推進と運営の改善	[3]
	②審議会等委員の公募の推進	[4]
	③幅広い市民層からの審議会等委員への参加促進	[5]
(3) 市政運営の各過程での参加の仕組みの拡充	①政策の形成過程における市民意見の聴取機会の充実	[6]
	②市民と課題や思いを共有し、事業実施に生かすための取組の推進	[7]
	③事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保	[8]
	④市民や団体等の財政面からの参加の推進	[9]
	⑤インターネット等の新たな媒体を活用した市民の参加機会の確保	[10]
	⑥公の施設の管理運営への市民や団体の参加の促進	[11]
	⑦市民の意見を施策・事業の点検・評価に生かす取組の推進	[12]

2 地域における市民主体のまちづくり活動とその支援

推 進 施 策		
(1) 自主的な活動始める手がかりの提供	①活動につながる情報や知識を得る機会の提供	[13]
	②活動の拠点となる身近な活動場所の確保	[14]
	③活動に必要な資機材等の提供	[15]
(2) 市民力・地域力を高める取組への支援	①活動に役立つ情報提供・相談等の支援	[16]
	②活動に関する知識や経験を深める機会や場の提供	[17]
	③活動を進めるために必要な人材の育成	[18]
	④活動を広げるために必要な助成・融資に関する支援	[19]
(3) 地域における多様な活動主体の相互の交流・連携の促進	①地域における幅広い分野の活動主体のネットワークづくりの推進	[20]
	②市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進	[21]
	③行政区単位での取組の強化	[22]

3 情報の提供・公開と共有

推 進 施 策		
(1) 情報提供・公開における手法の充実	①市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実	[23]
	②インターネットを活用した情報提供の充実	[24]
	③コールセンター機能を活用した情報提供の推進	[25]
	④情報公開に関する取組の充実	[26]
(2) 市民の目線、動線に沿った情報提供の取組の充実	①市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実	[27]
	②市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり	[28]
	③効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理	[29]
(3) 情報を共有する取組の充実	①市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組の充実	[30]
	②市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供	[31]

第5章 計画を着実に進めるために

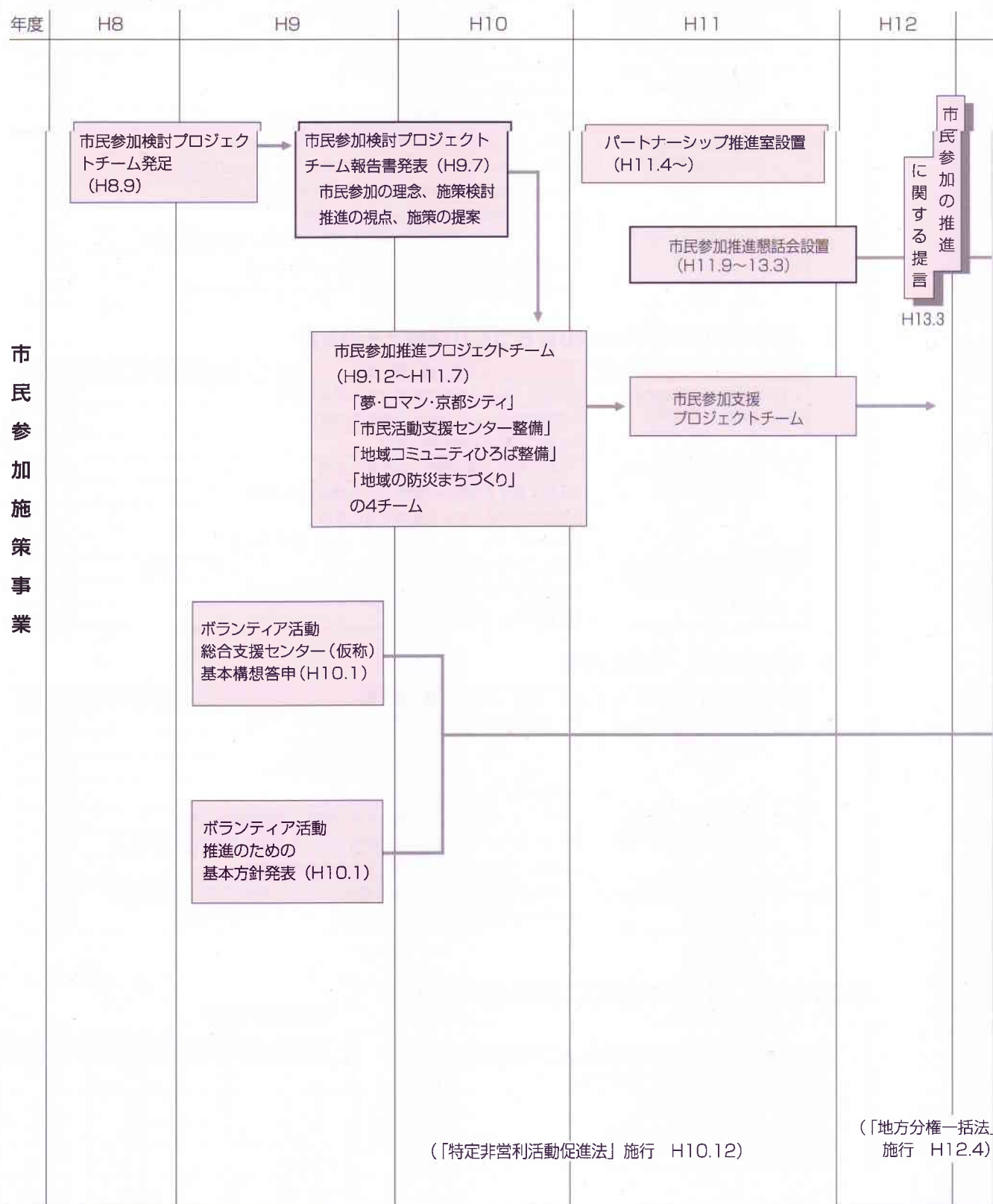
推 進 施 策	
①市民参加を進めるための庁内の仕組みづくり	[32]
②分野別センターの機能強化	[33]
③市民参加推進フォーラムの運営	[34]
④計画の進捗管理	[35]

●実施事業数

	新規事業	充実・継続事業	合 計
第4章	1 10	32	42
	2 8	61	69
	3 11	16	27
第5章	5	11	16
合 計	34	120	154

注) 再掲の事業については重複してカウントしている。

市民参加関係施策の経緯





参考

京都市市民参加推進条例

平成15年6月6日
条例第2号

1200年を超える歴史の中で、京都は、世界に誇るべき「都市の自治」をはぐくみ、自治の伝統に培われた市民の多様な活動及び市政への参加により、自立性の高い活力あふれるまちとして発展してきた。

21世紀においても、京都が有する多様かつ豊かな蓄積を輝きに変え、個性豊かな魅力あふれるまちとして、京都が発展し続けるためには、事業者、市民活動団体等を含むすべての市民が、その持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることが必要である。

本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市及び市民が共に市民参加（市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。）を推進するための基本的事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民参加は、本市と市民との協働（自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。）の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。

3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

(本市等の責務)

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。

4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市政に関する情報並びに政策の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、積極的に市政に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくりの活動を推進するよう努めるものとする。

3 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、本市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。以下同じ。）は、その活動を通じて、本市及び市民との協働を図り、市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その社会的な役割の重要性にかんがみ、積極的に事業運営の状況等について市民に説明する等組織及び活動の透明性の向上に努めるものとする。

(市民参加推進計画)

第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するため

の計画（以下「市民参加推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。
- 4 市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

（審議会等の会議の公開）

第7条 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）の会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

- 2 審議会等の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

（委員の選任）

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長（以下「市長等」という。）は、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

- 2 市長等は、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、審議会等の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

（市政への参加の手続）

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ（本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。）その他の市政への参加の手続のうち、最も適切か

つ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

- 2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手続（政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、当該意見に対する本市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行う手続をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

- 3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（まちづくりの活動の支援）

第10条 市長は、情報の提供、相談、専門家の派遣、活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。
（市規則で定める日は、平成15年8月1日。）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市市民参加推進計画は、第6条第1項の規定により定められた市民参加推進計画とみなす。この場合において、同条第4項に規定する期間は、この条例の施行の日から起算する。